

平成十三年三月六日受領
答弁第一五号

内閣衆質一五一第一五号

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出自衛隊が受け入れた留学生に対する秘密保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出自衛隊が受け入れた留学生に対する秘密保全に関する質問に対する

答弁書

一について

平成十年三月一日以降、防衛大学校等において新たに受け入れた外国人留学生（以下「留学生」という。）が受講した課程の名称、受入時期並びに留学生の国籍及び受入人数は、別紙のとおりである。

二の1から5までについて

一について述べた各受入先においては、部外者である留学生に対して、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条に定める「秘密」、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第五十九条に定める「秘密」、秘密保全に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第二百二号）第二条第一項に定める「秘密」、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に定める「防衛秘密」、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八号）第六条に定める「合衆国軍隊の機密」に接し得る状況に置かないこととしており、各課程での

教育の中で、これらの秘密等を取り扱ったことはない。

二の6について

防衛庁においては、留学生を受け入れることは、留学生との交流を通じ、日本人学生の国際的視野を広げ、自己啓発を促すという教育効果が期待できただけでなく、我が国の防衛政策、自衛隊の実態等に対する留学生の理解と認識を深めさせ、我が国と留学生派遣国との間の相互理解や信頼関係を増進させる上で大きな意義を有するものと考えており、このような留学生の受入れの趣旨をいかすために必要な場合には、「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）」（昭和五十六年三月二日防防調一第九百四十八号）に定める「取扱い上の注意を要する文書等」のうち自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当しないもの的一部について、受入先の各教官等の厳格な管理の下、留学生にその内容を知らせることがあり、一について述べた各課程のうち、防衛大学校本科訓練課程、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程、海上自衛隊幹部学校幹部高級課程、海上自衛隊幹部候補生学校一般幹部候補生課程、航空自衛隊幹部学校幹部候補生課程、航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程、航空自衛隊幹部学校幹部高級課程及び航空自衛隊幹部候補生学校一般幹部候補生課程での教育の中で、これを知らせたことがある。

三について

留学生が利用する施設内の通常留学生が立ち入る区域において、御指摘の秘密等が取り扱われたことは確認されていない。

課程の名称	受入時期（終了予定を含む。）	留学生の国籍及び受入人数
防衛大学校本科教育課程及び訓練課程	平成十年四月～十四年三月	シンガポール（一）、タイ（六）
	平成十一年四月～十五年三月	インドネシア（六）、タイ（五）
	平成十二年四月～十六年三月	ヴェトナム（二）、シンガポール（一）、タイ（五）、モンゴル（三）
	平成十二年四月～十五年三月	大韓民国（一）
	平成十年八月～十二年七月	大韓民国（一）
	平成十年八月～十一年七月	アメリカ合衆国（二）、シンガポール（一）
陸上自衛隊幹部学校 指揮幕僚課程	平成十一年八月～十三年七月	大韓民国（二）
	平成十一年八月～十二年七月	アメリカ合衆国（二）、オーストラリア（一）
	平成十二年八月～十四年七月	タイ（一）、大韓民国（二）
	平成十二年八月～十三年七月	アメリカ合衆国（一）
	平成十一年四月～十二年三月	大韓民国（二）
	平成十年四月～十年十月	シンガポール（一）
陸上自衛隊幹部候補 生学校一般幹部候補 生課程	平成十二年四月～十二年十月	シンガポール（二）

陸上自衛隊富士学校 幹部上級課程（普通 科）	平成十年四月～十年九月	大韓民国（一）、パキスタン（二）
	平成十一年四月～十一年九月	大韓民国（一）
陸上自衛隊富士学校 幹部上級課程（特 科）	平成十二年四月～十二年九月	大韓民国（一）
	平成十一年四月～十一年十月	大韓民国（一）
陸上自衛隊富士学校 幹部上級課程（機甲 科）	平成十二年四月～十二年十月	大韓民国（一）
	平成十二年四月～十二年九月	大韓民国（一）
海上自衛隊幹部学校 指揮幕僚課程	平成十年三月～十一年三月	アメリカ合衆国（一）
	平成十一年三月～十二年三月	アメリカ合衆国（一）、大韓民国（一）
海上自衛隊幹部学校 幹部高級課程	平成十二年三月～十三年三月	アメリカ合衆国（一）、大韓民国（一）
	平成十年三月～十一年三月	大韓民国（一）
海上自衛隊幹部候補 生学校一般幹部候補 生課程	平成十一年三月～十二年三月	大韓民国（一）
	平成十年四月～十一年三月	シンガポール（一）、タイ（一）
海上自衛隊幹部候補 生学校一般幹部候補 生課程	平成十一年四月～十二年三月	タイ（二）
	平成十二年四月～十三年三月	タイ（二）

航空自衛隊幹部学校 幹部普通課程	平成十二年五月～十二年八月			大韓民国(一)
	平成十年四月～十一年三月			
航空自衛隊幹部学校 指揮幕僚課程	平成十一年四月～十二年三月			タイ(一)、大韓民国(一)
	平成十二年四月～十三年三月			
航空自衛隊幹部学校 幹部高級課程	平成十年四月～十一年三月			大韓民国(一)
	平成十一年四月～十二年三月			
	平成十二年四月～十三年三月			
航空自衛隊幹部候補 生学校一般幹部候補 生課程	平成十年四月～十年九月			タイ(三)
	平成十一年三月～十一年九月			
	平成十二年四月～十二年九月			
航空自衛隊航空安全 管理隊飛行安全幹部 課程	平成十年十月～十年十二月			大韓民国(一)
	平成十一年九月～十一年十月			
	平成十二年八月～十二年十月			